## 建設委員会

- **1** 期 日 平成21年3月4日(水)
- 2 場 所 第6委員会室
- 3 出席委員 委員長 松岡宏道

副委員長 内田 務

委員 下森宏昭、井原 修、吉井清介、杉西加代子、高山博州、 中原好治、浅野洋二、砂原克規、山田利明

- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員

[十木局]

土木局長、技監、総務管理部長、土木総務課長、建設産業課長、用地課長、技術企画課長、土木整備部長、土木整備管理課長、道路企画課長、道路整備課長、河川課長、砂防課長、空港港湾部長、港湾技術総括監(兼)港湾管理課長、空港振興課長、港湾企画整備課長

## [都市局]

都市局長、都市技術総括監、都市事業管理課長、都市企画課長、都市整備課長、建築課長、住宅課長

[企業局]

企業局長、事務部長、技術部長、企業総務課長、土地整備課長、水道課長

## 6 議長からの調査依頼事項

- (1) 県第1号議案 平成21年度広島県一般会計予算中建設委員会所管分
- (2) 県第10号議案 平成21年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算中建設委員会所管 分
- (3) 県第11号議案 平成21年度広島県流域下水道事業費特別会計予算
- (4) 県第12号議案 平成21年度広島県県営住宅事業費特別会計予算
- (5) 県第15号議案 平成21年度広島県工業用水道事業会計予算
- (6) 県第16号議案 平成21年度広島県土地造成事業会計予算
- (7) 県第17号議案 平成21年度広島県水道用水供給事業会計予算

## 7 会議の概要

(開会に先立ち、委員長が今次定例会中の委員会の進行順序について説明した。)

- (1) 開会 午前10時34分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 調査依頼事項

県第1号議案「平成21年度広島県一般会計予算中建設委員会所管分」外6件を一括議題とした。

(4) 調査依頼事項に関する質疑・応答

○質疑(杉西委員) 個別の質問ではないのですけれども、今回の当初予算の数字や項目を見て感じたことがあるので、少し申し上げたいと思うのですが、今、100年に一度と言われる回復の見込みのない経済危機ということで、100年に一度の予算組みをしていただきたいという思いが我々には非常に強いのですが、この項目や数字を見ると、土木局、都市局として、今回は特別元気が出るようにということがなかなか見当たらないのです。そういったものを見る中で質問をいたしますが、今回の当初予算で農林水産局の方から、県産材を使ったものに対して補助をするという当初予算が出されています。

また、これも農林水産局から補正で県産材住宅モデル普及推進事業なども出ておりますけれども、そういうものを見た中で感じることは、補正で国交省から出ております地域住宅モデル普及推進事業も、目的としては、新規住宅、住宅着工戸数が随分落ちており、住宅着工の活性化のために緊急で経済対策として打ち出したということでございまして、そういうことであれば、県民に住宅をたくさん建ててもらう、また、衣食住の住というのは非常に大きな要素があるわけでございますので、今新聞等では、地産地消ということで県産材が脚光を浴びています。私が非常に残念に思うのは、もともと国交省が住宅の着工を後押しするという施策ですから、本県としてもやはり都市局が住宅施策として後押しできなかったのか。今回の当初予算においても、そういった元気挑戦枠あたりで住宅を建てることの施策が欲しかったと思います。

例えば国交省では、新年度予算を見ますと省エネ住宅であるとか長期優良住宅の 推進といった項目で、住宅着工を活性化させるための施策を組み入れていますが、 こういった住宅施策を国交省がせっかく打ち出してくれているのに、何か農林水産 局の方に行って、県産材を使うことばかりが脚光を浴びているというような気がし てならないのです。これについて都市局の方として、現在の住宅産業の冷え切って いる状況や経済対策あたりをどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○答弁(住宅課長) 国が長期使用型の優良な住宅の普及促進を図るために、長期優良住宅の普及促進に関する法律を昨年の12月5日に公布いたしまして、本年6月4日から施行することとしております。この法律で国が定めることとされている基本方針では、森林の整備及び保全を図ることが、地球温暖化の防止、さらに循環型社会の形成に資するとの観点から、国産材等を使用した長期優良住宅の普及に配慮することとしておられます。こうしたことから、地域資源としての木材の利用を促進し、地域の木造住宅市場の活性化を図るため、地域材を活用し、地域風土に配慮した展示住宅をモデル的に整備する本事業を国が実施することとしたと理解しております。

しかし、本県の民間住宅につきましては、住宅品質確保促進法による住宅性能表示制度などによって品質確保を図ることを前提として、木造あるいは鉄骨造、コンクリートパネル造などの多様な工法の住宅供給が民間住宅市場の中で行われており、いわゆる地域モデルと言われるような広島らしい特徴のある住宅の形成が確立し切

れていないのが実情でございます。このため、都市局としては地域モデルとして展示住宅を整備する本事業を行わないこととしたものでございます。

また、現時点では県産材の市場は形成途上でございますけれども、林業振興の観点から、農林水産局の今回の取り組みによって県産材市場が活性化し、容易に県産材を住宅に利用できる市場環境が早期に確立されることを期待しております。

○質疑(杉西委員) 以前にも執行部の方に説明を聞くとそのようなことをおっしゃっ ていましたが、都市局の住宅課では、現在、県営住宅を担当されています。これは 仕事を分ける意味で県産材の普及ということになっているのでしょうが、これが役 所の悪いところで、縦割りになってしまうと横の連携がなくなるのです。やはり住 宅施策は、県営住宅をどうするかということはもちろん大事ですし、県産材を使う ことも一つでしょうが、住宅を建てるということは、例えば県産材を使うことも一 つありますし、RC、鉄骨もありますが、住宅着工件数をふやして住宅を県民にア ピールしていただき、この不景気なときに元気を出して住宅を建てるということに 都市局の住宅課がもう少し関与していただきたかったと思います。この項目が出て からずっとそう思うわけで、そういった意味では今のモデル住宅ももう少し県民に アピールして、補正にしても予算をつけるのであれば、県民にもっと広く知らしめ ていただきたい。何事も元気が出るもとはみんながよく知って、それに興味や関心 を持つことでございますので、住宅を建てる場合に補助が出るということをもう少 し県民に広く周知する必要があったのではないかと思います。国の予算から、県が 1億8,000万円近く今回の補正でもつけるのでしょうが、我々が知った段階ではもう 県内4カ所と決まっており、もう業者も決まっているようですが、こういったもの はもっと広く県民に知らしめて、家を建てたい人をその気にさせるということが大 事だと思います。

その点と、県営住宅のことも大きな仕事ですが、もっとトータル的に住宅を建てる、県内の住宅をよりよい住宅にするという大きな意味のことをもう少し都市局の方でやっていただきたいと思いますが、そのあたりのことについてはいかがでしょうか。

○答弁(住宅課長) 先ほどのモデル事業でございますけれども、国から県へ照会がございましたのが12月22日でございます。ですから、当然これは国から業界団体の方へも同時に情報が流れております。それで、県の方へ来たものは市町へ照会をいたします。これは2回ほど照会いたしておりますけれども、最初は概算要望の把握ということで1月9日が回答期限であり、それから2回目は、1月23日に国から本要望の調査という形でおりてまいりました。これを速やかに市町へ照会いたしましたが、回答期限が2月3日という非常に短い期間でございました。そういう中で、市町からはそういった事業の該当はないという報告を受けております。

それで、業界へのルートは、直接、国土交通省が業界へ金を渡すという一つのルートと、もう一方、県を通してのルートがございますけれども、その中で、業界か

ら回答があったものが今回の林業課の方で予算化されたと理解しております。

また、民間住宅の普及でございますけれども、毎年10月のフードフェスタに参加しており、そこで優良な住宅の普及促進の事業をやっております。あわせて、あんしん賃貸住宅などのさまざまな住宅をいろいろなところで説明し、事業が普及するように努力はしておりますけれども、現在の経済事情により、なかなか住宅の着工件数がふえてないのはおっしゃるとおりでございます。

- ○要望(杉西委員) 国の資料によると、地域住宅モデル普及推進事業は、準備が整い 次第、都道府県などにおいて募集を開始するという事業の流れになっていますので、 県がこの募集をどのような格好でしたのかということを聞きたかったわけです。市 町にも照会して、なかったということを聞いて一応了解しましたが、私の友達も、 私もこういう世界におりますけれども、県からの募集は全然知らなかったという人 が随分おります。このような事業があるであれば幾らでも手を挙げるのにという人 も随分おりますので、今後、できるだけこういったことは広くはっきりわかるよう に広報していただきたいと、要望しておきます。
- ○質疑(中原委員) 国の直轄事業負担金の問題について、今回の予算案にもありますが、負担金の額もさることながら、国のツケ回しを地方が負うような形になっているのではないかという不満が非常に高まっています。要は、この国の直轄事業の負担金は、まず1点として、国の言いなりになっているのではないかということです。もう一つは、その事業のやり方とか、あるいはその事業を行っていく上において、県はお金は出すけれども意思決定の場に全く関与していないのではないか。仮に関与していれば、ノーだとかこうすべきだとか意見も言えますが、全くそういう意思決定の場に関与できないということになっているのではないか。そういう批判が全国各地で出てきておりまして、そういう意味で、今回、本四架橋、いわゆるしまなみ海道の問題について、開通10周年ということもありますが、出資金として来年度も約53億円計上されております。この仕組みについて質問させていただきたいと思います。

まず、この本四連絡橋Eルートの料金、通行料金はだれがどこで決めるのか、基本的な問題ですが、この意思決定をするのはどこですか。

- ○答弁(道路企画課長) 本四連絡橋の料金の決定につきましては、まず本州四国連絡 高速道路株式会社が案をつくりまして、それを国土交通大臣に申請し、許可を得て 決定するということになっておりまして、この根拠といたしましては、道路整備特 別措置法第3条第2項でございます。
- ○質疑(中原委員) この料金、いわゆる使用料、通行料が高速道路株式会社に入る。 高速道路株式会社は債務返済機構に、いわゆる賃貸料、要するに施設を借りている ので賃貸料として通行料の大部分を、要はつくるために借りたお金の返済に充てる という仕組みになっているので、料金が下がると当然その債務返済機構に支払う賃 貸料も下がる。そうすると、地方の出資金がふえていくという構図にどうしてもな

っていかざるを得ないのです。ということは、その出資金を負担する各地方自治体、 関係自治体が、Aルート、Dルート、Eルート、全部で9自治体くらいありますが、 その自治体に対して、料金値下げについてはある程度相談、あるいはその意思決定 の場に参画されるということが必要だと思いますが、そういった話に広島県はどこ まで絡んでいるのか、確認させていただきたいと思います。

- ○答弁(土木総務課長) しまなみ海道の料金引き下げにつきましては、今回もございましたし、平成15年にも料金が引き下げられております。基本的には料金の決定は本四公団が国の認可を得て行うということでございまして、国の主導で料金の引き下げ等は決定されておりまして、県が意見を申し述べるような機会というのはその当時ございませんでした。後になって、結果がどのようになっているのか、お伺いしているということでございます。
- ○質疑(中原委員) 今の答弁が非常に重要なポイントになるのですが、別の問題で、この3月20日から景気対策として高速道路料金が値下げされる。本四架橋を使っても、土日・祝日であれば1,000円で済むという対策が、多分きょうの再議決で2次補正予算が通過すれば実施されるということになるのだろうと思いますが、この値下げで、例えば広島県に対して出資金がつけ回しされるようなことがあるのかどうか、この原資というか、この対策費というのはどのような仕組みで賄われる予定なのか、お答えいただきたいと思います。
- ○答弁(道路企画課長) 今回予定されております本四道路の値下げにつきましては、 先ほど申されました土日・祝日上限1,000円の予定でございますけれども、これにつ きましては、国の緊急総合対策といたしまして国の財政投融資特別会計の積立金を 活用いたしまして、2カ年につきましては5,000億円でございますけれども、これを 活用し、料金の値下げが行われることになっておりまして、これには地方の出資金 は伴わないということになっております。
- ○質疑(中原委員) 今回の値下げについては出資金には影響ないという御答弁だと思いますが、平成15年7月が最後の値下げだということですけれども、値下げの決定をされたときに地方に対して、広島県に対して、この値下げに係る出資金、要はその値下げ分をだれが負担するのかということは、非常に重要なポイントだと思いますが、国からそういう話はあったのですか。
- ○答弁(土木総務課長) 平成15年7月の料金引き下げに当たりましては、国においては、国が行う支援策の実施にあわせまして、地方自治体の出資を平成25年以降10年間延長するということを政府・与党で申し合わせ、それを原資として引き下げが行われました。この件に関しまして地方自治体といたしましては、基本的に料金の引き下げにつきましては、コストの縮減、経営合理化により果たされるべきだという認識でございます。それまで現在53億円計上させていただいております出資金とは、引き下げに伴う新たな出資とは性格が異なるということで、出資期間を10年間延ばすことに対する出資金については了解しておりません。それで、料金の引き下げと

は切り離して議論していくという形で、当面、平成15年7月に料金が引き下げられたものでございます。

- ○質疑(中原委員) 平成25年以降、平成34年まで約10年間にわたって広島県としてどれくらいの出資をしていくのかということは、連絡調整会議で協議をするようになっています。今の答弁のように、広島県としてはこの料金値下げによる追加出資については一切の負担をしないという考え方で国に対応していくということでよろしいですか。
- ○答弁(土木総務課長) 平成15年7月の料金引き下げにつきましては、国の方で対応していただきたいということで、例えば毎年行っております主要施策に関する提言の中でも、「本州四国連絡高速道路に係る地方負担への適切な財源措置を講ずること」という項目をつけておりまして、「本州四国連絡高速道路は国家プロジェクトとしてその整備、運営が進められてきた事業であり、これに係る独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する地方負担については国の責任において適切な財源措置を講ずること」という形で、国に対して要望してきております。

今後につきましては、関係する10府県市がございますけれども、その中で協議を 重ねていきたいと考えております。

- ○質疑(中原委員) ほかの自治体も関係しますので、連携して対応していただきたいと思いますが、この連絡調整会議の中で、関係自治体の土木局長、土木部長が出席されると聞いていますが、平成25年というと4年後で、もうすぐそこまで来ていますから、この連絡調整会議が平成17年に開かれて以来開かれていないということも、懸案事項が多々ある中で異常な事態ではないかと思います。まず、この会議を開きなさいと土木局長あたりが申し出て、議題は、平成25年以降の負担については国が支払えと、県は負担できないということをやはり明言していかないと、なし崩し的にどんどん話が進んで結局負担させられるということになりかねないと思います。そういう連絡調整会議を開いて、正式に地方自治体の意思を明言することを広島県のリーダーシップでやるべきだと思いますが、どうですか。
- ○答弁(土木総務課長) 今、委員の御質問にございました連絡調整会議は、ここ数年開催しておりません。これは、この間、道路公団、本四公団を初め公団の民営化といった議論と道路特定財源の一般財源化ということがございまして、そちらの方の議論が全国レベルで進んでいたということがございました。それと、今の追加出資につきましては、あと4~5年でスタートの時期が参りますけれども、当時はもう少し先送りの状況ということもございましたので、連絡調整会議は開催しておりませんでした。しかし、担当レベルによる各県との情報交換は毎年度行っており、基本的に各県とも、コスト縮減や経営合理化によって引き下げの原資を賄うべきだという意見は共通認識として持っております。
- ○質疑(中原委員) もう一つ、この事業が無料化を予定しているのが平成62年です。 出資金と言う限りは、62年にこの事業が終結するまでに、国から、あるいはこの債

務返済機構または高速道路株式会社から出資金が戻ってくるということが前提ですか。

- ○答弁(土木総務課長) そうでございます。
- ○質疑(中原委員) 今まで広島県が約766億円負担をした。今後もまた続くとすれば、800億円を超える出資金を支出するということです。返ってくるのが当たり前のお金であれば、その800億円を返してくださいと言うことも広島県の権利として主張できるわけです。このことについてはどういう認識でいらっしゃるのですか。
- ○答弁(土木総務課長) 昭和40年代から瀬戸内海に橋をかけようということで国家プロジェクトとして進んできた事業でございます。それで平成62年まで、その間の建設費、償還利子等も含めて計画的に償還した時点で出資金が返還されるものだと思っておりますので、途中段階では少し厳しいと思っております。
- ○要望・質疑(中原委員) 随分先の話だと思いますが、基本的に出資金は返ってくる ものだという認識を持っておかないと、本来のこの事業のスキームがそうなってい るのですから、そのことは頭に置いておかないといけないことだろうと思いますの で、ぜひ御理解いただきたいと思います。

もう一つ、本四連絡橋に絡んで、きのう、都市間の航路事業者の方が広島県に港湾料の減免の要望をされた。これは一般質問でも民主県政会の金口議員から質問がありましたが、3月20日からの本四連絡橋の料金の値下げが実施されると、広島都市圏と松山都市圏を結ぶ航路事業者が打撃を受ける。きのうの報道によりますと、土日、祝日の利用者が半減するのではないかという話です。これも大変な事態で、危機感を持って事業者の方はこういう要望をされたと思います。

一般質問での答弁も国に対して方策を求めていくという話ですが、詳細を見ると、年間の港湾施設使用料は1社3,200万円であり、何社かあるのでしょうが、これは国の対応を待っているということで本当にいいのだろうかと思います。ある程度県の方で減免のスキームを考えて早期に対応して、後で国からそういうスキームが出たときに充てるという形で先行実施、先ほどの住宅の話もそうですが、先行実施ということで取り組んでみたらどうかと思いますが、その点はいかがですか。

○答弁(土木総務課長) 今お話がございましたように、昨日も旅客船業界の方が来られまして、要望を伺っております。基本的に今回の引き下げは国の施策において決定されておりますので、いろいろな対応につきましては、基本的には国が担うべきだと考えております。

次に、港湾の係船料、港湾使用料でございますが、基本的に港湾につきましては、維持管理経費を使用料収入で賄うという仕組みで運営しております。そのため、今回事業者の方から要望がありました減免を実現するには、やはり何らかの国からの助成といいますか、補助といいますか、そうしたものが必要と考えております。

○質疑(中原委員) 県の港湾では、外航コンテナ船のいわゆる国際コンテナターミナルについては、他の港湾との競合があるということで使用料を減免されています。

それもこの3,200万円という額ではありません。要はそういうところに軽減するという対策をするのであれば、今回のこの問題は、特にフェリー業者にとっては死活問題であり、一たん航路を廃止すると、再開は本当に困難になると思いますし、大型旅客船というのは緊急の際にも有効に機能します。そういう意味では、この航路の維持ということについて政策課題として優先的に考えられるのではないかと思うのですが、外航の国際コンテナターミナルと同じような形で港湾使用料の減免ということはできないのですか、制度が全く違うのですか。

- ○答弁(港湾技術総括監) きのう船舶の運航者の方等が来られて要望がありました。 大変お困りだと思いますし、危機感を持っておられると思います。今たまたま港湾料金に焦点が当たっておりますが、これはまた港湾だけではなかなか解決できないことだと思います。正直言いまして私どもも困惑しておりまして、事業者の方も困ることもさることながら、私どもも収入が減れば、先ほど説明いたしましたように償還もできない、維持管理もできなくなるということでございます。もっと困るのは一般の利用者の方だと思います。そういうことがもろもろございます。先ほど答弁いたしましたように、一義的な対応は国に求めていくということになりますが、今正直言いまして具体的なものは持っておりませんが、どのようなことができるか、検討が必要だと考えております。
- ○要望(中原委員) 3月20日から本四連絡橋については前倒しで料金の値下げをする ということですから、本当に早急に対応を、特に港湾の方で考えていただきたいと 思います。
- ○質疑(浅野委員) 先ほど杉西委員から、景気対策に関する一般家庭住宅の建設等について、少し受け身的な住宅都市政策ではないかという御質問がありました。私もそのとおりだと拝聴したわけですけれども、景気が大変な状況に陥っているときに、財政に課せられた使命というのは巨大なものがある。国家財政のみならず地方財政もそうです。特に、民需を拡大するというときに、最も巨大な消費財は一般住宅です。一生涯かかって買うような何千万円レベルの買い物を個人が行う。これはアメリカでも同じです。サブプライムローン問題の本質は、個人の住宅等の価格が低下して、そのことによる焦げつきが金融機関や株価の問題に及ぼしているわけです。

政府においても、今2次補正がやっと成立しそうで、本予算も審議に入った。その次は、斉藤環境大臣を先頭にして、10兆円から15兆円規模の新年度の1次補正を既に検討している。これは国土交通省を初め、特に財政支出の大きい農林あるいは環境、経済産業などで、場合によってはもっと多額になるかもしれません。テレビの討論によれば、30兆円規模の補正を早い段階で、予算が上がった段階で出そうというのが国の姿勢です。そこまでの危機感を持って、日本の国あるいは世界じゅうが、この公共、財政の出動をあえて倍にしていこうという段階にあり、私どもの党が主導した定額給付金もそうですけれども、民間における内需の拡大を下支えしようという一種の減税政策です。あるいは給付金という格好をとりますけれども、こ

れはかつて行った地域振興券です。それを経済が浮揚していく方向で今大胆にやろうとしているわけです。住宅施策あるいは土木公共、港湾も一緒です。そういうものに対する当局の追加の財政出動について総体的にどのように考えていらっしゃるのか。住宅のみならず、公共の財政出動について、局長からお答えいただきたいと思います。

- ○答弁(土木局長) 今、確かに非常に経済が落ち込んでいる状況の中で、それを下支 えしていくような施策が国の方でもいろいろ検討されています。県においても、非 常に厳しい財政状況の中ではありますが、いろいろな工夫は、今回の補正や当初予 算を含めまして常にいろいろ考えております。その中身について今御審議を賜って いる最中でございます。それについて不十分ではないかという御質問なのかもしれ ませんが、県としましては、限られた財源の中で精いっぱい知恵を絞って今回の予 算を組んでいるということを御理解いただきたいと思います。
- ○質疑(浅野委員) もちろんそれは当初予算でも組まれているけれども、世の中はも う追加補正なのです。先ほどの杉西委員のような御意見が出るのは、当たり前のこ とであり、そういう覚悟を持ってこの予算執行に当たらなければいけないというこ とを私は申し上げており、その覚悟のほどを聞きたいということです。だから審議 に関係なく、心構えを持っていらっしゃるのかどうか、お聞きしたいと思います。
- ○答弁(土木局長) こういった厳しい状況であるということは我々一人一人が非常に 身につまされるほど理解しておりますし、今後少しでも県の経済を浮揚するように 精いっぱい取り組んでいくという思いは、ここにいる者が心を一つにして持ってお りますので、そのように御理解を賜りたいと思います。
- ○質疑(浅野委員) 皆様は現場を支えておられるわけですから、本当に県経済の浮揚の一翼を担っていらっしゃることは間違いありません。そういった意味でしっかりと努力をお願いしたいと思っております。

私はずっと港湾事業、主に架橋問題について議論させていただいております。本会議におきましても2人の議員から知事に対する質問が行われました。きのうの中国新聞によりますと、県が国に上げた認可申請に対する追加の補足説明を30項目以上求められているようですが、それについて既に回答済みというものと、いまだに回答できていないところがあると報道されておりますけれども、認可申請に当たってその原因、現状はどうなっているのか、詳細な説明を求めたいと思います。

なぜかというと、鞆に関しては当初予算でも既に、昨年と全く同じ額の予算が計上された。今年度の予算についてはあすの補正で審議されますが、恐らく繰越明許をきちんと認めてほしいということなのでしょう。こういう状況で2カ年にわたって予算を組む流れですが、認可の申請を上げるがなかなか国は認可しないという膠着状況にある中での当初予算であり、私は、今のような大変な時代であれば、少しでも予算があればあすにでも執行できるところにつけるべきであって、膠着状況のものは見直すべきであるという考え方です。したがって、この現状がどうなってい

るのか、説明を求めます。

- ○答弁(港湾技術総括監) 補足説明の回答の現状ということについてお答えさせていただきますが、昨年8月に幾つかの項目について国から補足説明を求められており、今回、そのうちの生態系への影響や関連法規との適合性など、整理がついたものについて、一部回答しております。そういう中ではございますが、やはり質問の一番のポイントは、いわゆる比較衡量だと思います。得られる利益と失われる利益の比較ということでございますが、これにつきましては極めてまれな例ということで、回答を今作業中でございます。もう少し時間がかかると思いますが、整理ができ次第、速やかに回答していきたいと考えております。
- ○質疑(浅野委員) 報道によると、先ほども言われましたが、利害関係者に対する措置、あるいは関係住民との対話、あるいは国土交通大臣の発言を受けて、国、県、市の関係自治体当局の対応を、現状においてはまだ協議をしているという段階でしょうから、そういう説明はできていないと報道されています。

それで、予算編成の考え方はどうなっているのかということです。認可がとれてなく、見通しも立たないのに、今回、港湾事業等に係る予算を提案している。それはいかなる根拠で提案したのか、どういう見通しを持っているのか、お伺いしたい。

- ○答弁(港湾技術総括監) 私どもの考えといたしましては、十分徹底的に検討した内容ということで申請させていただいております。したがいまして、速やかに認可をいただければ、すぐにでも工事に着手できるように予算の措置をするのは当然と考えております。
- ○質疑(浅野委員) だから見通しはどうなのですか。
- ○答弁(港湾技術総括監) 速やかに答えを返させていただいて、理解をいただいて認可をもらうよう努めてまいります。
- ○質疑(浅野委員) ここの景観が、橋をかけることによりある意味で壊される。その ことによる訴訟も起こっております。訴訟は結審して、判決が4月には出るという 裁判所のコメントがあります。この訴訟はどうクリアされるのですか。
- ○答弁(港湾技術総括監) 裁判につきましては2月12日に結審したところでございます。私どもの立場としましては、現段階では司法の判断は明らかにされていませんが、事業の妥当性を十分判断した上で国に認可申請したものでございまして、法的な問題は何らないものと考えております。
- ○質疑(浅野委員) 姿勢として、国土交通大臣は、しっかりと国民の同意を得なさい、さらに、同意の内容がよくわからないと言う福山市長の発言に関しては、県とよく協議をしてしっかりと理解を得るようにというような趣旨の追加の発言もあったりして、一方では、訴訟の問題は近々結論が出る。その内容も、私はずっとこの訴訟の内容を吟味しておりますけれども、基本的には景観利益を地域住民は有するという方向性が非常に高い。それはもう差しとめ訴訟の段階で既に裁判所は判断している。これは排水権の権利だけではなく、そこに住んでいる住民を含めて、例えば国

民の皆さんがそこに観光に来る、景観をめでる。そこで落ちついた文化や歴史や観光というものをしっかりと堪能する。そういう国民の権利の部分としての判断が出る可能性が十二分にある。そういう段階であるだけに、その結論を待って予算を組んでも構わないのではないか。要するに、そういう何が何でも決めたことだから強引にやってしまうという姿勢に対して、大臣が国民同意、これは地域住民や関係するいろいろな方々であり国民各界各層ですが、という言葉を発したのだと思います。そういう内容であるだけに、県は事業者でもあるのだから、もう少し調整なり、大所高所の調整判断が必要なのではないかということを申し上げたいわけです。そういう意味で県の姿勢を示すということは、結局、予算編成はその姿勢ですから、これではだれが見ても県は強引にやっていくのだのと受けとめてしまいます。そのことを私は非常に心配しているわけでありますが、これについてどう考えていらっしゃるのか、お伺いします。

- ○答弁(港湾技術総括監) 私どもとしては、決して強引に進めていくという考えは持っておりません。福山市の方で大臣の発言を受けられまして、国や県と連携してまち全体の再生に関するグランドデザインが広く理解されるよう情報発信に取り組まれる、そうした取り組みによって事業を進められるということになっております。免許を預かる者といたしましても、当然質問について整理がついたものはお返しして、引き続き、少しでも早く認可がいただけるよう努めてまいりたいと考えております。
- ○質疑(浅野委員) いずれにしても議論は平行線ですが、地域の皆さんとも丹念に話し合いをして、そして御理解をいただくということが基本だと思います。その部分において、やはりもう少し柔軟な姿勢を持っていないと、いろいろな皆さんの御理解をいただくということは難しいような気がしております。裁判もどういう結論が出るかわからないけれども、そういうときだけに、やはり地元の方々や自治体との間に入って、事業者であり、かつ調整役である県は、本当に柔軟な姿勢を持って調整に当たるべきであると思いますが、これは部長に答弁を求めたいと思います。
- ○答弁(空港港湾部長) いろいろな形で御心配をいただきまして、どうもありがとう ございます。ただ、この事業につきましては、知事からも申し上げましたように、 四半世紀以上の長きにわたりまして議論に議論を尽くしてきたものだと理解してお ります。そのような中で大臣から、まちづくり、これは非常に長い期間、広いエリ アで行われるものだと思いますけれども、そこについてのいろいろな形での御理解 をいただくようにというような御示唆がありました。我々としては、このまちづく りを福山市とともに進めていくという中で、いろいろな形、いろいろな機会で広く 御理解をいただけるような努力をしてまいりたいと思いますので、今後ともよろし くお願いします。
- ○質疑(浅野委員) そういう思いを持っていらっしゃるのならば、ぜひとも、具体的 に今後どういう努力をされて、幅広く地域の住民の方を含めて御理解をいただく行

動をとられるのか、お考えがあれば伺いたいと思います。

- ○答弁(空港港湾部長) 具体的な行動につきましては、その局面においていろいろな 行動があると思っております。我々だけでやるものではなく、また、福山市が主導 でありますけれども、住民の方も交えながらいろいろな形でやっていくことだと思 っております。現在、その相談を鋭意やっておりますので、できるものから順次や っていくという考え方でおります。
- ○質疑(砂原委員) 今、土木局長から、21年度の当初予算編成について、頑張っていますということを言われましたが、今回の予算編成に当たってはいろいろな要素があったと思います。一番大きい要素は、やはり緊急の経済対策を考えていかなければいけないという項目があったと思います。また同時に、21年度は新たな具体化方策の最終年度であって公共事業を35%削減するという方針が出ておりましたが、この21年度予算編成に当たって、土木局はどこに視点を置いてこの予算編成をされたのか、お伺いします。
- ○答弁(土木総務課長) 21年度の当初予算編成に当たりましては、新たな具体化方策の中で、補助公共は35%、その他は17.5%削減という予算編成方針が示されております。その大方針の中での予算編成でございましたが、まず中枢性・拠点性の向上に向けた交通・物流基盤の強化、防災機能の充実、安全な生活の確保、それから市町村合併後の地域づくり支援といったことを重点として考えまして、予算編成に取り組んだところでございます。
- ○質疑(砂原委員) 本会議でも数人の議員から、100年に一度の大変な時期なのに土木 局の経済対策としての予算が少な過ぎるのではないかといろいろな意見が出ました が、土木局長はどのように判断されていますか。
- ○答弁(土木局長) 非常に県の財政が厳しい中で、我々としても必要な事業については要求しているわけでございますけれども、この状況の中では、今回できております予算案が、精いっぱいのところではなかったかと考えております。
- ○質疑(砂原委員) 100年に一度の経済不況と言われているわけであって、土木局として、広島県に仕事がそんなにないというのであれば、これでも十分だったかもしれませんが、もっと土木局としてこの仕事もやりたい、あの仕事もやりたいということを、果たして予算編成上120%の予算を要求して、それを削られてここまで来たのであれば土木局としての意気込みみたいなものを感じますが、その辺は全く感じられません。それがすごく残念ですが、土木局は残念なことについてどう思われるかお聞きしたい。

もう一つ、一方では公共事業をやればやるほどプライマリーバランスが悪くなってくるということもあると思います。公債費の残高がふえている最大の原因は公共事業であるというような言われ方をしておりますが、経済対策をとるのか、プライマリーバランスを優先するのかということ、これは総務との話になるのかもしれませんが、いつも土木局が悪者みたいな扱いになっているわけです。この辺について

もっと、そうではないと声を上げて言わなければいけないと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○答弁(土木局長) 委員御指摘の問題については、我々も常々いろいろな思いがあるわけでございます。ただ、意気込みとしましては、今回の予算のでき上がりの形はこういう数字で見ていただいているわけでございますけれども、我々としては、それぞれ事業を抱えているという立場でいろいろな要求をさせていただいております。ただ、結果としましては、こういう厳しい財政状況の中で、また、県税の減収も大幅に見込まれている中では、今回の予算案については、財源もなかったということで我々としても理解しているところでございます。

後者につきましては、これはやはり県全体という観点でプライマリーバランスという非常に大きな課題です。また、土木局が悪者と言われましたが、私どもは余りそのように感じておりません。我々がつくったものは、公共の施設として有効に活用されて今日の広島県の発展に寄与していると自負しております。その結果としてプライマリーバランスが悪くなったという事実はございますけれども、そのことについて我々はそんなに悲観したり萎縮したりしているわけではございません。そのことはつけ加えさせていただきます。

○質疑(下森委員) 先ほどの関連になりますが、広島県の当初予算の基本的な考え方の中では、元気な広島県づくり、また、財政健全化に取り組みつつ緊急対策を積極的に取り組むということですが、何か非常に矛盾しているという思いがいたします。きょう来ておられる執行部の方には、私たち建設委員の思いは100%わかっていただいているものだと思っておりますが、逆に言うと、予算の確保のため財務部とどう闘っていくのかといったところがあり、我々も日ごろから一生懸命県民の声をストレートに伝えるものですから、少し思いのかけ違えがあったり、大変難儀をされているということを個人的には思っております。

そういった中で、生活安全施設の緊急補修工事の30億円ですが、これは今回、県 庁舎整備基金を取り崩して計上されています。これにも非常に感謝しておりますが、 この中身についてもう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○答弁(土木総務課長) 生活安全施設の緊急補修ということで、県庁全体で30億円を 予算要求させていただいております。このうち、土木局関係では28億円でございま す。これは通常の維持関係予算とは別枠でございます。

中身につきましては、基本的には県民の日常生活の安全・安心を確保するため、 交通事故防止に向けた道路施設の緊急点検、災害防止に向けた河川等の緊急対策工 事ということでございます。道路で申し上げますと、路面補修やのり面の浮き石処 理、倒木の伐採、区画線の舗装、河川で申し上げますと、洪水等によるはんらん防 止に向けた緊急対策として河川堆積土砂の撤去、港湾で申し上げますと、桟橋の老 朽化等による事故の未然防止のための緊急点検と修繕ということでございます。

○質疑(下森委員) 今、中山間地域に住む我々にとって、例えば新規の大きい道路を

つけろとか大きい箱物を建てろということではなく、こういった生活密着型の事業が一番県民に喜ばれ、目に見えて頑張っていただいているという思いを持たれると思います。これは多分、緊急経済対策なのでことしが最後になるのではないかと思いますが、維持管理を含めてこうしたところを大切にしていただきたいと思います。また、環境に優しい社会基盤の整備ということで8億5,700万円、これは産廃基金を取り崩して今回新たに事業を展開されることになっています。ただ、少し心配しているのが、広島県内には最終処分場や中間処理場がたくさんありますが、万一そこでいろいろな問題等が起きたときに、残っている基金で即座に対応ができるのだろうかという危惧をしておりますが、どうですか。

- ○答弁(土木総務課長) 産廃税に基づきます基金につきましては、財政当局や所管局の方で活用されるだろうと思います。土木局の方も、例えば受け皿となります出島の埋立処分場の造成工事に既に着手しております。ただ、でき上がった後は、環境県民局と環境保全公社の方で産業廃棄物の受け入れ等につきまして対応していただきます。この委員会で御懸念されているという意見があったということは、関係局の方に伝えてまいります。
- ○質疑(井原委員) 土地造成事業会計の予算を見ると、ことしは何もしないということですか。 先般、福山を含めて3カ所の事業については、非常に実現性が難しいということで一定の結論を出されたようですけれども、確かに経済的に非常に低迷している中で、新たな企業立地を求めることは難しく、既にあるものをいかに売るかということが大事だということは十分理解いたしますが、県下の実態を見れば、既に造成されたもの、造成の中間地点にあるものについては、宅盤の変更など、さまざまな工夫によって売りやすくすることもできるわけです。地域によっては、もう既に用地がほぼないという状況のところもある。経済的にマイナスだから、たちまちはニーズが少ないだろうからやらないという結論でいいのかと思いますが、いや、そうではない、やるという意思はあるのだということであればそうですし、そのことについての御所見を伺いたいと思います。
- ○答弁(土地整備課長) 我々としては、保有しております土地もございますので、今後もやっていきたいという思いはございます。ただ、現在の経済状況を見ますと、 直ちに着手ということは難しいと判断をしております。
- ○質疑(井原委員) 厳しい経済状況の中にあっても、産業関係の状況を把握して、そのニーズを把握しながら事業を行うのが企業局だろうと思います。
  - 次に、当初予算案の収益的収支の土地分譲部分で、売却原価が45億8,100万円余と ある。これが最終的に売却可能であると見ていいのですか。
- ○答弁(企業総務課長) ただいま御質問の土地売却原価でございますけれども、これ は収益的収支の中で収入の方に上げております土地売却収入、売り上げ見込みに対 応する原価ということで計上いたしておりまして、分譲見込みのあるものについて の収入と、それに係る原価を見込みで計上させていただいております。

- ○質疑(井原委員) これは大きな金額ですが、売り上げ見込みの収入は幾らですか。
- ○答弁(企業総務課長) 平成21年度の土地売却収入として、29億1,000万円余りを見込んでおります。
- ○要望(井原委員) 29億円に対して土地原価が58億円余ということですが、これは高い安いと言ってもしようがない話で、できる限り、少々たたき売っても売るということで、売れるときに売るしかない。宅盤を広げても売れなかったものもあるわけですから、その辺も含めて売れるときに仕掛けていくことが必要だと思います。ただ、先ほど申し上げたように、本当にまだ要るかもわからないところ、要るべきところでは要るということで、企業立地をするときは、待ったなしの状態であり、景気の波が常にマイナスとは限らない。また、業種によっては違うかもわかりません。それに対応できるよう、地域別の最低限の必要なものがあるのではないかと思います。だから、直ちにできないという現状の認識もあるとは思いますけれども、ぜひともそのニーズについてもしっかりと把握していただいて、できるものはしていただきたいと要望しておきます。
- (5) 表決

県第1号議案外6件(一括採決) … 原案賛成 … 全会一致

(6) 閉会 午前11時43分